

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加印・注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	食糧増産援助に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農作物資及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H15.3.31まで	H14.4.19 ビシュケクで (同日)	日本側 森敏光在キルギス大使 キルギス側 エミルラン・トロミルザエフ財務省第一次官	H17.6.27 520号
キルギス	産科婦人科病院医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	産科婦人科病院医療機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	688,000千円 H15.3.31まで	H14.9.20 ビシュケクで (同日)	日本側 角崎利夫在キルギス大使 キルギス側 エミルラン・トロミルザエフ財務省第一次官	H15.11.10 432号
キルギス	キルギス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	キルギスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むキルギスの経済困難緩和に寄与するため、同政府の資金を贈与すること。	300,000千円 -----	H14.12.5 ビシュケクで (同日)	日本側 角崎利夫在キルギス大使 キルギス側 エミルラン・トロミルザエフ財務省第一次官	H16.4.22 152号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

キルギスとの無償資金協力取極一覧